

放射線取扱主任者定期講習を受講して —受講から主任者選任に至るまで—

森島 貴頭

Morishima Yoshiaki

強風が吹きすさぶ1月18日(金)に放射線取扱主任者定期講習(仙台会場:AER)が開催された。会場はそれほど大きくなくアットホームな雰囲気さえ感じられた(写真1)。

会場には22名の受講生がおり、学生の頃の先輩もいた。彼は今働いている病院で医師とともに放射線取扱主任者に選任されており、自信に満ちあふれ“定期講習”を受講していた(受講費も職場負担ということであらまじい限りである)。放射線取扱主任者に選任されている者は3年に1度定期講習参加の義務があるが、病院という施設柄か放射線取扱主任者はこれまで医師が選任されていた。したがって、これまでは主任者に選任されていた医師が3年に1度受講していた。私の今回の定期講習の参加目的は“自己学習のため”。主任者に選任されているわけでもなく文字通り自己学習し最新の情報を得ようと思い受講した。定期講習に参加したのも6年ぶりであった。

1限目は岩手医科大学の十和田誠先生による“法令に関する課目”の講義であった。内容は大きく“放射線業務従事者に対する教育及び訓練のための知識”、“放射線取扱主任者の実務のために必要な知識”に分かれており、“放射線業務従事者に対する教育及び訓練のための知識”ではまず、平成24年4月に施行された改正法令の説明がなされた。次に放射線施設に立ち入る者に対する管理では「取扱等業務従事者で管理区域に立ち入らず、放射線等の業務に従事する者、また一時的に立ち入る者で放射線等



写真1 定期講習の会場

の業務以外で管理区域に立ち入る者とは具体的にどのような者を指すのか」と会場から質問も出たが、具体例を挙げて分かりやすく説明された。その他、記帳・記録、放射化物、廃止措置について講義された。後半の“放射線取扱主任者の実務のために必要な知識”では教育訓練が主な内容であった。初めて管理区域に立ち入る前に実施する教育及び訓練、管理区域に立ち入った後に実施する教育及び訓練、教育及び訓練が省略できない場合、初めて取扱い等に従事する前に実施する教育及び訓練、取扱い等に従事した後に実施する教育及び訓練、管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練、放射線業務従事者への復帰時の対応などについて説明された。

2限目は東北大学の大概勤先生より“放射性同位元素の事故の事例に関する課目”の講義であった。国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)に関する紹介を含めた具体例から始まり、実際に放射線施設での事故事例が紹介され

た。紹介された事故の分類として“盗取・所在不明”，“管理区域外への漏えい”，“線量限度を超えた被曝”，“使用の許可違反”，“湧き出し（発見）”など多くの事例が紹介され，身の引き締まる思いであった。最後には地震・災害時の対応について講義され午前の部が終了となった。

昼休みに終了証に貼付する写真撮影があったが，このシステムも初めての経験であった（6年前の修了証には写真の貼付はなかった）。

3限目は日立アロカメディカル(株)の坂根正一先生より“放射性同位元素の取扱いに関する課目”の講義であった。“放射線の発生”に始まり，“放射線防護の原則（3Cの原則），内部被曝防護の5原則（3D，2Cの原則）”，“密封線源の取扱い，医療分野で使用される密封線源，密封線源の安全管理，密封線源の定期的な確認，密封線源の移動使用”について講義された。また，“放射線発生装置の安全取扱い，放射線発生装置の種類，放射線発生装置の安全管理”，“非密封線源の安全取扱い”では，“外部被曝・内部被曝”に始まり，“サーベイメータの種類，汚染検査時の注意点，事故・危険時の措置”など説明された。

4限目は東京大学の鈴木崇彦先生から“使用施設等の安全管理に関する課目”の講義であった。内容は“放射線安全管理の目的”，“作業管理”，“立入検査，施設検査，定期検査，定期確認”に大きく分けられていた。“放射線安全管理の目的”では放射線障害防止法の目的から始まり，放射線防護体系（行為の正当化，防護の最適化，個人線量限度）を教わり，“作業管理”では作業管理の意義・手段，放射線安全管理の目的意識を，RI管理では，RI管理の基本からRI管理上の注意，クリアランス制度まで講義された。個人管理では，個人管理に関する記録，教育・訓練，健康診断，放射線業務従事者の線量限度について講義された。線量限度は決して安全と危険の境界ではないということも言われていた。“立入検査，施設検査，定期検査，定期確認”では施設検査，定期検査，定期確認



写真2 漏洩線量測定

それぞれの指導例が示され，最後にICRP2007年勧告を紹介し講習会終了となった。

定期講習会終了後，数日してから，突然，放射線取扱主任者に選任されると聞かされた。4月より病院名が変更になるため，当院の方針では，それまでの主任者を解任し，新たに別の者を選任し施設認定を受けなければならないとのことで，当院では数名の放射線取扱主任者免状を有している者はいるが，定期講習を受講していることが当院の選任の条件であり，受講経験者が私だけということ選任となった。

3月末には新たに施設基準の認定を受けるための施設検査があり，その際に所属長と監査官とともに放射線使用施設等を回り，漏えい線量測定に立ち会った（写真2）。これは普段の業務ではなかなか経験できないものであった。

当院は今年4月より東北厚生年金病院から東北薬科大学病院に名称変更になった。私は新しい病院名では最初の主任者として選任された。しかし，今後私は解任され元の主任者を再び選任するらしく“期間限定主任者”の任務は終わりそうである（特に変わったことをしたわけではない）。

今後主任者に選任されることはほぼ皆無であろう。しかし，自己研鑽は続けなければならない。今回は期間限定ではあったが選任された。この経験は必ず今後生きてくと信じてこれからも日々の業務に励みたいと思う。

（東北薬科大学病院）